



号外

昭和34年4月1日

第3種郵便物認可

定価1部2円

発行所

盛岡市内丸10番1号

岩手県庁内

岩手県職員労働組合

No.2385

2016年

10月25日

人事委員会勧告及び報告実施！
確定での改善に向け、支部・分会から取り組みに結集しよう。

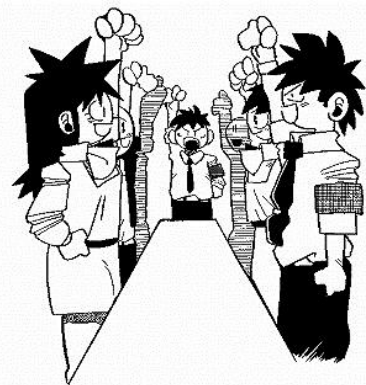
2016確定闘争① 勧告を受け 賃金改定・労働条件改善

確定闘争へ！

10月17日の県人勧を受け、来たる10月29日に第116回臨時大会を開催し、確定闘争へ向けた賃金・職場改善、人員確保などの取り組み方針を確認する。

確定の具体的な交渉は10月31日の人事課長交渉を皮切りに、11月17日の総務部長交渉までの間となる。11月9日の地公共闘人事課長交渉をヤマ場とし、状況により交渉押上げのため県庁座り込み配置も想定する。

私たちの賃金が決定する大切な取り組みとなるため、今確定闘争に多くの組合員の結集を要請する。**(交渉日程の詳細は裏面掲載)**



主な確定闘争課題

【賃金課題】(地公共闘課題)

- ・月例給・一時金の早期改定
- ・「扶養手当見直し」阻止
- ・高齢層職員の勤務意欲維持のための賃金改善
- ・通勤手当の自己負担解消(新幹線通勤者等)・ガソリン価格下落を理由とした手当改悪阻止
- ・住居手当等の諸手当改善
- ・子育て支援のための休暇制度の拡充

【県職労独自課題】

- ・欠員の即時解消、業務実態を踏まえた人員確保
- ・超過勤務縮減・手当の全額支給(超勤予算確保)
- ・高齢層職員の実感できる勤務意欲確保策
- ・任期付職員の処遇改善(人員確保のための任期の定めのない職員への採用枠拡大)
- ・臨時・非常勤職員の処遇改善
- ・再任用希望者全員の確保(雇用と年金の接続)
- ・ハラスメント対策の充実(管理職の指導強化、相談窓口の改善等)

11月4日まで！

知事あて「大型ハガキ」署名に結集を！

確定闘争の要求を押し上げるべく、知事あて大型ハガキ署名に取り組み。11月9日の交渉ヤマ場の地公共闘人事課長交渉などで提出する。

「職場の一言要求」欄には組合員の切実な声を記載し、当局に直接伝えていく。組合員をはじめ多くの職員の署名により当局交渉を強化し、改善を実現しよう。

要求事項

- 1) 2016年人事委員会勧告及び報告の取り扱いについて、その実施にあたっては、労使間における十分な協議・合意が必要であること。
- 2) 月例給・一時金の改定を行うこと。
- 3) シンクロナイズド・システム導入に伴って、業務内容の変更や業務量の増加による負担増大、子育てや介護などでの負担増大を必要とする昇給・手当の改定・増額を行うこと。
- 4) 賃金改定にあたっては、賃金決定の過程において労使間の十分な協議・合意を確保するまで交渉すること。併せて職員の勤務意欲維持・向上となる改定を行うこと。
- 5) 処遇改善の自己負担解消のため、通勤手当・住居手当の改定を行うこと。特に交通機関利用の負担軽減に努めること。また、通勤手当の支給範囲を拡大すること。
- 6) 業務改善・多文化環境の確保のため、不払い残業を一律し、超過勤務削減や休暇取得の促進を図ること。労働時間短縮による負担軽減を図ること。
- 7) 「子育て・介護」に係る休暇取得の促進を行うこと。特に子の看護休暇の取得率の向上を図り、子育て・介護に関する負担の軽減を図ること。また、育児休業取得率の向上を図ること。
- 8) ロックアウトの発生やレイオフ等緊急事態発生に備えて、現在の特別休暇等の制度や労働者のあり方、職員の労務を考慮した上で、労務の改善を促進すること。
- 9) シンクロナイズド・システム導入に伴って、業務内容の変更や業務量の増加による負担増大、子育てや介護などでの負担増大を必要とする昇給・手当の改定・増額を行うこと。併せて、職員の勤務意欲維持・向上を図ること。
- 10) 賃金改定の決定にあたっては、賃金決定の過程において労使間の十分な協議・合意を確保すること。併せて、職員の勤務意欲維持・向上を図ること。
- 11) 賃金改定の決定にあたっては、賃金決定の過程において労使間の十分な協議・合意を確保すること。併せて、職員の勤務意欲維持・向上を図ること。
- 12) 賃金改定の決定にあたっては、賃金決定の過程において労使間の十分な協議・合意を確保すること。併せて、職員の勤務意欲維持・向上を図ること。

[職場の一言要求]	
氏名	氏名
氏名	氏名
氏名	氏名
氏名	氏名

「職場の一言要求」に各分会での要求事項や生活・職場改善の切実な声を自由に記載しよう！

◎当面の交渉日程（予定）

10/31の週（人事課総括課長交渉）：10/31地公共闘、11/4県職労（独自課題）
 11/7の週（人事課総括課長交渉）：11/9地公共闘、11/11県職労（独自課題）
 11/14の週（総務部長交渉）：11/16地公共闘、11/17県職労（独自課題）

確定要求書提出

交渉ヤマ場

確定闘争最終局面

主な確定闘争課題を解説！

『給与改定』確実な改定の実施を

県人勧どおりの月例給・一時金の早期改定・差額支給を求めていく。右表は県人勧どおりに給与改定された場合の影響額の試算だ。主に一時金の増額により、実現すれば年約5万円～7万円の賃上げとなる。生計費確保のため早期実施を求めていく。

加えて、本年4月導入の給与制度の総合的見直しにより県職員の約4割が現給保障を受けており、結果月例給は据え置かれる。確定闘争において、中高年齢職員の勤務意欲が確保できる具体的な改善策を求めていく必要がある。

県人勧の影響試算額（年額）			（単位：円）
号給	基本給増額分	一時金増額分	合計
1級25号	18,000	33,195	51,195
2級33号	14,400	41,670	56,070
3級41号	7,200	49,424	56,624
4級97号	4,800	65,384	70,184
5級89号	-	66,952	66,952

《試算上の留意点》
 ・各級の号は2016年度人事委員会報告において当該級内で最も在籍者が多い号（1号にあっては大卒初任給）を選択した。
 ・5級はほとんどが給与制度の総合的見直しの現給保障対象となっていることから、基本給の増額なしとして試算。

『扶養手当見直し』問題だらけの見直しは断固阻止を

県人勧では、国より経過期間を1年間延長するものの、2017年4月から段階的に配偶者の手当を減額させ、子への手当を引き上げる国追随の見直しを勧告した。

この見直しは、①民間実態と乖離した恣意的勧告（配偶者への手当制度を有する民間事業者の7割が見直し予定がない、民間の支給額も公務員と均衡しており見直し根拠がない）、②配偶者を扶養する世帯での大幅な賃下げ（子育て支援への効果は限定的。扶養手当受給者の5割が配偶者の手当を受給しており、影響は計り知れない）、③手当を必要とする家庭こそ深刻な影響（親の介護等で配偶者を扶養している場合も賃下げ）など問題だらけだ。これらの問題点を当局に追及し、導入阻止を強く求めていく。

『諸手当』交通機関利用：改善実現を／交通用具利用：改悪阻止を

人事委員会報告では、通勤手当のうち、交通機関利用に関し「長距離通勤の実態や他県の状況を踏まえ必要な検討」を当局に求めており、確定闘争で前進回答を引き出していく。一方、交通用具利用に関しては「ガソリン価格の動向を踏まえ改定の必要性の検討」を当局に求めており、これを根拠とした改悪提案も想定される。高速道路利用者への通勤手当や住居手当の改善も継続要求していく。

『職場課題』人員確保・職場環境改善を

欠員解消・業務量に応じた人員配置は喫緊の課題だ。4月時点での欠員は139人に上るほか、2016分会基礎調査（調査率48.7%）でも右表のとおり178人の人員要求が積み上がっている。欠員を放置し、業務量に応じた人員確保を怠ってきた当局を厳しく追及し、人員確保を最重要課題として取り組む。また、超勤縮減、サービス残業撲滅のため、超過勤務の実態を把握させ、命令の適正実施・手当の全額支給及び超勤予算確保を求めていく。

	県庁	盛岡広域	県南広域	沿岸広域	県北広域	合計
事務企画	3	1	1	1	2	8
事務用地		1	2	3		6
事務税務			7			7
事務その他	11	1	19	7	2	40
専門土木	1	2	16	6		25
専門福祉	2	4	5	2	2	15
専門普及	3	2	8	1	3	17
専門企画		1	6		1	8
研究員		8	3			11
現業		2	4			6
専門他	18	2	8	4	3	35
合計	38	24	79	34	13	178

2016 分会基礎調査での人員要求数